

# 社会福祉法人山目保育園 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山目保育園定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員」という）及び評議員選任・解任員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項で定める報酬、その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が職務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償は旅費規程による。

## (報酬の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員選任・解任委員会委員の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対して報酬は支給しない。

## (年間報酬総額)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行う場合であっても、同7条の報酬はこれを支払うことができる。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第7条 理事長が理事会及び評議員会開催以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会開催以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会開催以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第8条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日に開催された評議員会に出席し、また同日に監事業務を行った場合、別表2によりこれを支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会開催以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員を兼務する監事が、同日にその業務とほかの監事業務を遂行したときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第9条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員職務証跡)

第10条 役員は、法人職務証跡資料として、業務報告書等の作成に協力するものとする。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第11条 報酬は、理事会、評議員会、監事監査及び指導監査、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬は通貨をもって、本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第 13 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 2 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

付 則

この規程は、平成 13 年 12 月 17 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 3 日より改正、施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 15 日より改正、施行する。

この規程は、令和 4 年 3 月 3 日より改正、施行する。

この規程は、令和 4 年 12 月 23 日より改正、施行する。

別表 1 (出席報酬日額)

名称	報酬 (源泉税を引いた額)
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円

別表 2 (業務報酬等)

名称	報酬 (源泉税を引いた額)
理事会決議省略の場合の報酬等 (都度)	2,000円
評議員会決議省略の場合の報酬等 (都度)	2,000円
監事監査指導報酬等 (日額)	5,000円
指導監査立会報酬等 (日額)	5,000円
理事長等業務報酬等 (日額)	8,000円
理事及び評議員業務報酬等 (日額)	5,000円